

除雪グレーダ（3.7m級、140AWD形）仕様書

概 要

この仕様書は、除雪グレーダ（3.7m級、140AWD形）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操作性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、又は平成17年法律第51号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

但し、継続生産車・納入車・少数生産車については平成3年10月8日付け、建設省経機発第249号（以降の改正分を含む）「排出ガス対策型建設機械指定要領」または平成18年3月17日付け、国総施第215号「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定または届出され、2次基準値以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1. 台 数 | 1台 |
| 2. 除 雪 性 能 | |
| (1) 最大除雪幅 | 3,200 mm 以上 |
| (2) 最大除雪高さ | 150 mm 以上 |
| (3) ブレード線圧(kN/m) | 20 kN/m 以上 |
| (4) 最大けん引能力 | 36 kN 以上 |
| 3. 走 行 性 能 | |
| (1) 回送時最高速度 | 45 km/h 以上 |
| (2) 登坂能力(tan θ) | 0.26 以上 |
| (3) 最小回転半径(最外輪中心) | 8.0 m 以下 |
| 4. 機 械 寸 法 | |
| (1) 全長 | 10,000 mm 以下 |
| (2) 全幅 | 2,500 mm 以下 |
| (3) 全高(黄色灯火含) | 3,800 mm 以下 |
| (4) 最低地上高 | 250 mm 以上 |
| (5) 車両総質量 | 14,000 kg 以上 ~ 26,000 kg 以下 |
| なお、「1 1. 付属装置及び付属品 1 1-2 車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。 | |
| (6) 前軸荷重 | 車両総質量の 30 ~ 35 % |
| (7) 後軸荷重(タンデム2軸分) | 車両総質量の 65 ~ 70 % |

(8) 乗車定員

1名

5. 原 動 機

(1) 形式及び性能

- ①形式 水冷式4サイクルディーゼル機関
- ②定格出力 100 kW 以上
- ③最大トルク 550 Nm 以上

(2) 補機類等

- ①充電発電機 75 A 以上
- ②蓄電池容量 12V 120Ah(5時間率)以上×2個
- ③燃料タンク容量 130 L 以上

6. 車 体

(1) 車軸

- ①前輪車軸 揺動機構
- ②後輪車軸 タンデム

(2) 操向動力伝達・駆動装置

- ①変速装置 前進6段以上、後進1段以上
- ②駆動装置 タイヤ駆動後輪4輪駆動式又は総輪駆動式
- ③タイヤ スノータイヤ 14.00-24

(3) 制動装置

- ①主ブレーキ
- ②駐車ブレーキ

(4) 制動装置(かじ取り装置)

全油圧式パワーステアリング形式、フレーム固定式又は車体屈折式(ロック機構を備える)、前輪操向とする。

7. 操 作 装 置

(1) 走行操作装置

- ①加速装置、制動各装置及びクラッチ ペダル式
- ②変速装置、駐車ブレーキ レバー式または押しボタン式

(2) 操向操作装置

レバー式またはハンドル式

(3) 作業操作装置

レバー式または押しボタン式

8. 運 転 室

(1) 構造	起立式・全鋼製密閉形とし、取付部は防振構造とする。	
(2) 運転室装備		
①窓	(前上)熱線入り合わせガラス	
②ワイパー		冬用
9. 計器類		
(1) 運行記録計		1式
(2) 燃料計		1式
(3) アワメータ		1式
(4) 水温計		1式
(5) 充電警告灯		1式
(6) 機関油圧計又は機関油圧警告灯		1式
(7) その他標準計器類		1式
10. 照明装置類		
(1) 前部作業灯		1式
(2) 黄色灯火(散光式)	前 全幅 500 mm 以上	1式
	後 全幅 1100 mm 以上	1式
(3) 後方作業灯		1式
(4) 前方作業灯		1式
11. 付属装置及び付属品		
11-1 車両総質量に含むもの		
(1) バックブザー (後方1mにおいて、音圧80dB以上)		1式
(2) カーヒータまたはエアコン		1式
(3) ウインドウウォッシャー		1式
(4) 標識板(300×570mm以上、車体後部取付)		1式
(5) アンダーミラーまたはそれに準ずるもの		1式
11-2 車両総質量に含まないもの		
(1) 標準付属工具		1式
(2) 取扱説明書		1式
(3) 部品表		1式
(4) 履歴簿		1式
(5) 床マット		1式
(6) タイヤチェーン		1式
(7) けん引装置		1式
12. 塗装		

国土交通省建設機械塗装基準による。

13. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

14. 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

15. その他の事項

(1) 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

(2) 黄色灯火の取付方法の指定

①黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付、建設省機発第 473 号（以降の改正分を含む）」に準じるものとする。

②黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

(3) 提出図書の言語の指定

取扱説明書などの提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

(4) 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。ただし、これにより難しい場合は発注者の指示を受けるものとする。

(5) 緊急時の対応

納入機が故障等により作業困難となった場合、納入機に精通する者を現地に派遣できる体制であること。

(6) 納入地

日光市（栃木県日光土木事務所）